

厚生労働科学研究費補助金により取得した機械器具について、研究期間の終了後に研究代表者から所属機関へ譲渡することを促して、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう改善させたもの

<u>指摘の背景となった研究代表者等の所属機関に譲渡されていなかったが適切に管理</u>
<u>されるなどしていた機械器具の取得価格(支出) 7億0706万円</u>
<u>研究代表者等の所属機関に譲渡されていなかった上に適切に管理されていなかった</u>
<u>などの機械器具の取得価格(支出) 2億8262万円</u>
<u>研究代表者等の所属機関に譲渡されていたが譲渡手続が適正に行われていなかった</u>
<u>機械器具の取得価格(支出) 1億1639万円</u>

1 厚生労働科学研究費補助金の概要

厚生労働省は、研究事業等を行う研究代表者等に対して、厚生労働科学研究費補助金取扱規程等（以下「取扱規程等」という。）に基づき、厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。取扱規程等によれば、研究事業により取得した機械器具でその価格が単価30万円以上の機械器具については、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して処分してはならないこととされており、また、研究事業により取得した機械器具については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこととされている。そして、機械器具を取得したときは、その機械器具を保管する研究代表者等が機械器具保管証を作成した上で、研究代表者が総括管理すること、研究代表者は機械器具を処分するまで機械器具の管理状況を把握することなどとされている。

「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」（以下「課長決定」という。）によれば、補助金の交付を受けて取得した機械器具については、補助金の交付を受けた研究代表者が補助金の目的に沿って適正に活用するために、研究期間の終了後においても引き続き所属機関で、研究事業と類似した研究活動に利活用する場合、財産処分の承認の手続の簡素化を図ることとするとされている。そして、研究代表者が、所属機関に補助金により取得した機械器具を譲渡する場合は、譲渡を行う前に「厚生労働科学研究費補助金に係る財産処分報告書」（以下「処分報告書」という。）により厚生労働大臣等に報告することとし、報告があった場合には、大臣等の承認があったものとして取り扱うこととされている。また、厚生労働省は、処分報告書について研究代表者のみが提出できるとしている。

厚生労働省は、課長決定について、研究期間の終了後に研究代表者の所属機関に機械器具を譲渡することを促すものであり、これにより同一機器の重複購入を防止するとともに、機械器具の一層の活用を図るとしている。

2 検査の結果

平成21年度から25年度までの間に12機関に所属する研究代表者等が取得した機械器具1,075個（取得価格計23億5311万余円。研究分担者が研究代表者から補助金の配分を受けて取得した機械器具を含む。以下同じ。）を対象として、検査したところ、次のような事態が見受けられた（表参照）。

(1) 研究期間の終了後における機械器具の管理等

ア 機械器具の譲渡の状況

12機関に所属する研究代表者等が21年度から25年度までの間に取得した機械器具のうち、25年度末までに研究期間が終了していた718個（取得価格計15億6036万余円）の機械器具についてみると、26年度末時点で、244個（取得価格計5億7067万余円）は研究代表者等から所属機関に譲渡されてい

たが、残りの474個（取得価格計9億8968万余円）は所属機関に譲渡されていなかった。

イ 譲渡されていなかった機械器具の管理状況等

研究期間の終了後に研究代表者等の所属機関に譲渡されていない9機関の機械器具474個（取得価格計9億8968万余円）についてみたところ、358個（取得価格計7億0706万余円）については適切に管理されるなどしていたが、116個（取得価格計2億8262万余円。重複分を除く。）について、機械器具を取得した研究代表者等が退職又は異動し、管理者が不在のまま、所属していた機関において引き続き使用されている機械器具が6機関において66個（取得価格計2億2811万余円）見受けられたり、倉庫に保管されるなどして、使用されていない機械器具が7機関において53個（取得価格計5725万余円）見受けられたりした。

(2) 機械器具の譲渡の手続が適正に行われていなかった事態

研究期間の終了後等に研究代表者等の所属機関に譲渡された4機関の機械器具244個（取得価格計5億7067万余円）についてみたところ、63個（取得価格計1億1639万余円）について、厚生労働大臣等に処分報告書を提出する前に、譲渡の手続が行われていたり、研究代表者ではなく、研究分担者が処分報告書を提出していたりして、譲渡の手続が適正に行われていない事態が見受けられた。

表 厚生労働科学研究費補助金により研究代表者等が取得した機械器具の所属機関への譲渡の状況等

(単位：個)

機関名	(1)ア 機械器具の譲渡の状況		(1)イ 譲渡されていなかった機械器具の管理状況等		(2) 機械器具の譲渡の手続が適正に行われていなかった事態	
	研究代表者等の所属機関に譲渡されていなかった機械器具	研究代表者等の所属機関に譲渡されていた機械器具	研究代表者等が管理していなかった事態	効率的な運営が図られていなかった事態	処分報告書を提出する前に譲渡を行っていた事態	処分報告書を研究代表者以外の者が提出していた事態
国立保健医療科学院	11	0	1	0		
国立感染症研究所	156	0	23	31		
国立障害者リハビリテーションセンター	32	0	7	13		
(独)国立がん研究センター	106	0	24	4		
(独)国立循環器病研究センター	92	0	0	1		
(独)国立国際医療研究センター	16	0	2	1		
(独)国立成育医療研究センター	36	0	9	2		
(独)国立長寿医療研究センター	9	0	0	0		
国立医薬品食品衛生研究所	16	42	0	1	1	1
(独)国立健康・栄養研究所	0	9			9	0
(独)医薬基盤研究所	0	94			0	5
(独)国立精神・神経医療研究センター	0	99			43	5
計	(9機関) 474	(4機関) 244	(6機関) 66	(7機関) 53	(3機関) 53	(3機関) 11

このように、補助金により取得した機械器具について、所属機関への譲渡が進んでいなかったり、研究代表者等が不在となっているため適切に管理されていなかったり、研究期間の終了後に機械器具が使用されておらず効率的な運営が図られていなかったり、所属機関への譲渡の手続が適正に行われていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年7月に課長決定等を改正して、同年8月にその趣旨について研究代表者に事務連絡を発して、課長決定が研究期間の終了後に所属機関へ機械器具を譲渡することを促すものであることを周知したり、所属機関を通じて研究代表者に対して譲渡の意思を確認する機会を設けたりして譲渡を促し、一層の活用を図る態勢を整備するとともに、譲渡の手続が適正に行われるよう周知徹底を図るなどの処置を講じた。